

あなたのお給料

最低賃金



すべての労働者

すべての使用者に適用される

毎年 チェック
しよ
う! ✓

改定されます

義務

- 最低賃金は、毎年、
都道府県ごとに見直されます
- 会社は、最低賃金額以上の
賃金を支払う義務があります
- 最低賃金額を下回る賃金は
法律違反となり、下回った場合、
差額を請求できます
- パートタイマーや学生バイト、
臨時、嘱託など
雇用形態や呼称に関係なく、
原則すべての労働者と
その使用者に適用されます
- お給料が月給制でも適用されます

2025年10月2日から



新潟県 の地域別
最低賃金は
1,050円 時給

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,313円 時給

*深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が
加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算され
るケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

法律で
決められています
都道府県ごと

下回る
無効 差額
請求
できます
違反



もしも 最低賃金より低いかも? と思ったら…

なんでも労働相談ホットラインへ

日本労働組合総連合会新潟県連合会(連合新潟) 下越地協・新潟地協・佐渡地協・県央地協・中越地協・柏崎地協・上越地協

0120-154-052

いこう よれんごうに

スマホ・
携帯OK

<http://www.jtuc-rengo.jp/niigata/>

連合新潟



24時間・15言語で
サポートします!

労働相談チャットボット
「ゆにボ」





あなたの最低賃金月給でも適用されます 基本給+諸手当が対象!! 今すぐチェック!

STEP 1
確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当

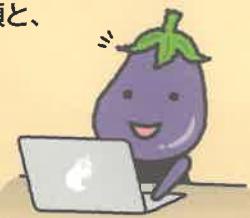
対象
でない

一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

STEP 2
比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、
最低賃金額とを比較します。



時給の人

時給額 そのままでOK!

日給の人

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人

週給額 ÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人

月給額 ÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

STEP 3
相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは
大丈夫?
ウェブで
チェック!



「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

なんでも労働相談ホットラインへ!



日本労働組合総連合会(連合)



0120-154-052

い こ う よ れ ん ご う に